

子ども・子育て支援新制度に対する意見書

2015年4月、子ども・子育て支援新制度（以下 新制度）が施行されました。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡充」及び「質の改善」をめざしていますが、財源確保も含めて未だ十分とはいええない現状です。

よって国及び国会におかれましては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組みのいっそうの推進が図られるよう、以下について要望します。

1. 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、必要財源を早急に確保し、関連予算の拡大を図ること。
2. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月24日

福岡県小郡市議会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
衆議院議長
参議院議長